

◎新潟県告示第389号

新潟県物品等入札参加資格審査規程（昭和56年1月新潟県告示第165号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ <u>新潟県の県税納税証明書</u></p> <p style="padding-left: 2em;">カ 法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）</p> <p style="padding-left: 2em;">キ～ケ (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ <u>新潟県の県税納税証明書</u></p> <p style="padding-left: 2em;">カ <u>所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">キ～ケ (略)</p> <p>(資格審査の申請時期)</p> <p>第4条 資格審査の申請は、随時に、行うことができる。ただし、第6条第2号に規定する有効期間に係る参加資格の申請にあつては、平成6年を初年とする3年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の<u>前年の11月1日から12月28日までの間</u>に行わなければならない。</p> | <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ <u>新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある法人の場合には、主たる事務所又は事業所。以下この項において同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書</u></p> <p style="padding-left: 2em;">カ <u>新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">キ～ケ (略)</p> <p>(2) 個人の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ <u>新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書</u></p> <p style="padding-left: 2em;">カ <u>新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">キ～ケ (略)</p> <p>(資格審査の申請時期)</p> <p>第4条 資格審査の申請は、随時に、行うことができる。ただし、第6条第2号に規定する有効期間に係る参加資格の申請にあつては、平成6年を初年とする3年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の<u>1月4日から同月31日まで</u>に行わなければならない。</p> |